

## ベトナムにおける公式領収書

岡山県ベトナムビジネスサポートデスク (I-GLOCAL)

### はじめに

日系企業がベトナムへ進出した際、最初に戸惑うことの一つに公式領収書の制度がある。欧州諸国や中国では公式領収書の制度が導入されているが、日本ではまだ導入されていない。

そこで公式領収書への理解を深めていただくため、ベトナムにおける公式領収書、その発行手続き及び受領時の注意点等に関し本レポートでお伝えしたい。

### ベトナムにおける公式領収書とは

ベトナムにおいて事業者は、物品の販売またはサービスの提供時に公式領収書を発行しなければならない。公式領収書は淡い赤色をしているためレッドインボイスと呼ばれている。

レッドインボイスは請求書と領収書の役割を果たしており、ベトナムでの法人税の申告の際、損金経理の証憑書類としてレッドインボイスが求められる。

日本においても請求書や領収書といった証憑書類は存在するが、消費税の申告は基本的に帳簿に基づき行われる。しかしインボイス方式の場合は発行できる業者が限られており、付加価値税（日本における消費税に相当）に関しても明記しなければならないため、帳簿に基づいて申告が行われる場合と比べ、正確な徴税を行える。

### レッドインボイス発行に関する手続き

一般的にベトナム国内での販売やサービスの提供時にインボイスの発行が求められるが、実際にインボイスを発行するにはどうすればいいのか、以下に記述する。

昔はレッドインボイスを税務署から購入する必要があったが、現在は自社印刷または指定印刷業者による印刷が行えるようになった。インボイスの印刷手続きは下記のとおりである。

1. 直轄税務局が許可した印刷業者の中から適切な印刷業者を選択する。
2. 自社のロゴの色やフォント、全体の色及び数量等を決定する。
3. 投資証明書のコピーやロゴのデータ等を準備し印刷業者とミーティングを行う。
4. 上述の1から3の手順後、印刷業者が契約書を作成する。

5. 印刷業者から送付された契約書を確認の上、契約を締結後、通常は印刷料の50%を前払いする。
6. 印刷業者が仮印刷したインボイスを確認する。修正が必要な場合は、仮印刷したインボイスに直接書き込み、署名と社印の押印の後に印刷業者に提出する。
7. 最終確認後、本印刷が行われる。この際、希望した数量とは別に2セットのサンプルインボイスが納品される。
8. サンプルインボイス発行届に署名と社印を押印し、10日間以内に税務局へ提出する。  
なお、インボイスを発行する予定がある場合は、5日前までに税務局に提出する必要がある。
9. 不正利用防止のため印刷業者にインボイスの金型の破棄を依頼する。

### レッドインボイスに関する注意点

レッドインボイスは公式領収書であり、支出費用を損金として計上するため、また付加価値税の還付が発生する際にも必要な証憑書類となるため細かい規定が定められている。

具体的には、レッドインボイスは全てベトナム語で記載する必要があり、会社名や住所等の必要な情報に一字でも誤りがあれば証憑書類とは認められず、法人税法上、損金の算入ができない。

また、レッドインボイスに記載されている付加価値税の額が、誤って通常の税率より高く記載されていたとしても、通常税率分しか控除できないため、レッドインボイスを受け取った際に厳重に確認する必要がある。

### おわりに

ベトナムにおいて事業活動を行う上で重要なレッドインボイスについて、今回レポートを記載した。

レッドインボイスは日常生活に密着したものであり、例えば、ベトナムで賃貸借契約を締結する際にレッドインボイスが発行されるということは、貸主の家賃収入の発生を意味する。貸主が家賃収入に対する課税を逃れるためにレッドインボイスを発行しないこともあり、レッドインボイスが発行される場合は、レッドインボイスが発行されない場合に比べて高い賃料を請求されることがある。

また、公共交通機関が発達していないベトナムでは、タクシーを利用する機会も多くあるが、

## 岡山県ベトナムビジネスサポートデスクレポート

タクシー利用の際に発行されることのある白色の領収書は公式領収書にならないことから、損金処理が行えず課税されることがあるため、注意する必要がある（この場合、タクシーカードを使用できるタクシーであれば、後日請求があった際にタクシー会社にレッドインボイスを請求するという対策が可能である）。

以上のように、事業活動を行う上で必須の公式領収書に対して日頃から細心の注意を払い意識するよう心がけていただきたい。